

## ミッテラウアー教授に接して

——「比較」の視点——

森 謙 二

ここに翻訳した「ヨーロッパ的家族発展——個人化と自己同一性」は、一九九一年三月にミッテラウアー教授から直接いただいたものである。これに加えて、本学会へのメッセージを書いていただく予定であったが、私の怠慢もあって、ミッテラウアー教授にまだその原稿の請求をしないまま今日に至り、とりあえずお預かりした原稿をそのまま翻訳することにした。この原稿は第三七回ドイツ歴史家大会の報告原稿であると思われるが、これがすでに活字になって公表されたものであるかどうかは明らかではない。しかし、いずれにせよここでの見解がミッテラウアー教授の最近の考え方（あるいは家族史への視座）を表現するものであることには間違いがないであろう。

私の理解に従えば、ミッテラウアー教授の家族史研究の視座の  
一は、ヨーロッパの家族の発展を個人化の歴史のなかで捉えようとするものである。そして、このような個人化の歴史は近代において初めて形成されるものではなく、中世に端を発するものであ

るということである。このような視座それ自身はミッテラウアー教授に固有のものではなく、たとえばアナル学派のアリニスにも共通して見いだすことができる。その意味では、ヨーロッパの歴史家のなかで共有しつつある視座であるのかもしれない。彼の新しい視点は、ヨーロッパの家族史研究の成果、たとえばハイナルの「ヨーロッパ的婚姻パターン」、ラスレットの *Life-cycle servants*（生活サイクル奉公人）やネオ・ローカリズム (*Neolocalite*) の基礎にして、さらには家族発展におけるキリスト教の影響などを考慮にいれながら、歴史人類学的に、また比較文化の観点からもヨーロッパに特殊な家族発展を明らかにしようとしていることである。

これまで日本の家族を中心として学び、あまりヨーロッパの歴史や家族について関心を示さなかった私が、ミッテラウアー教授の理論に関心をもつようになったのは、ヨーロッパに特殊な家族の歴史を彼が問題にしていることに関わっている。つまり、かつての「近代化論」のなかでそうであったように、西欧社会のなかで形成されてきた核家族Ⅱ夫婦家族が近代社会の普遍的な家族像であり、そこから離れた家族は前近代的なものであるか、あるいは特殊な家族像として、ときには△批判▽の対象になってきた。しかし、普遍的なものの特異なものという図式のなかでは、文化間の比較を正当に行うことはできない。ミッテラウアー教授の視点に従えば、西欧のなかで形成されてきた近代家族は西欧的に特殊な形態であり、中世以来の伝統に基礎づけられた家族なのである。

とすれば、異なった様々な条件に規定された、たとえばヨーロッパの家族があり、日本の家族があり、そのことを前提としてそれを規定する特殊な諸条件の検討を通じて、はじめて文化間の比較がなりたつのではないかと考えたからである。

この問題は、もっと素朴には、私の次のような認識とも重なりあつてきた。ヨーロッパと日本の家族あるいはそれに関係する現象を比較したとき、可視的には類似する現象を多くみることが出来る。たとえば、隠居制家族 (Ausgedingefamilie)、<sup>1)</sup> 襲名 (Nachbenennung) の慣行、カフツギ、家族墓や墓参りの習慣などなど。しかし、これらを基礎づける論理は日本とヨーロッパでは大きな差異がある。この例示として、ここでは祖先祭祀の問題を取り上げてみよう。

ミッテラウアー教授によるヨーロッパの祖先祭祀についての考え方はさしあたり次のように整理することができる。前キリスト教時代においては、ヨーロッパにおいても家の祖先祭祀 (Häuslicher Ahnekult) が一般的に広く普及していた。しかし、ヨーロッパのキリスト教化が、スカンジナビア諸国のように祖先祭祀の残滓と後々まで戦わなければならなかったにせよ、貴族階層などの上層階層を除けば、祖先祭祀の機能を家族から解除することになる。彼はこの問題について次のようにいう。「上層階層の祖先祭祀の残留現象を除けば、ヨーロッパ地域におけるキリスト教諸民族ではあらゆるところで共同体が明白な主たる祭祀団体であることが証明される。宗教的共同体生活は始源的には教区におい

て組織化される。教区教会への墓地の集中化は、本源的に家族の祭祀形態がそっくり共同体の枠組みに組み込まれたことの明白な表現として現れる」と。

この共同体と祖先祭祀の問題は、日本社会のなかでもきわめて重要な問題であるが、ここでは少なくとも日本とは全く異なった社会の枠組みのなかでこの問題が提示されている。ヨーロッパにおいては、本来家族の機能としてあつた祖先祭祀が共同体の枠組みのなかに組み込まれることによって家族の機能からそれが解除されるのになし、日本においては祖先祭祀は家族の祖先祭祀の機能を基礎にして、共同体・ムラや国家にまで拡大されていくのである。

この問題を本格的に論じるためには、日本とヨーロッパの家族を規定しているそれぞれの社会的諸条件にまで言及しなければならぬ。ただ、ここでは次のことが確認されれば良いであろう。まず、祖先祭祀の概念についてである。ミッテラウアー教授は次のように述べる。「家族の領域に限定された特有の祭祀形態が祖先祭祀 (Ahnekult) であり、しかもそれは家祭祀 (Hauskult) としての先祖祭祀である。先祖が家の近所にある先祖墓や家のなかにある先祖の肖像によって崇拜されるころでは、たしかに家族は特に際立った祭祀団体として位置づけることができるであろう。(しかし) 祖先祭祀の全ての形態が家祭祀ではない。すなわち、多くの世帯を包摂する包括的な親族諸集団は祖先崇拜の担い手でありえる。そしてまた、全ての家祭祀が祖先祭祀ではない。

ローマの家の貯蔵室の神々としてのペナーテス(台所の神—記者)などは世俗的な先祖と関わっているのではない。家の先祖祭祀はまれにみる集団(Sozialität)の排他的な祭祀形態である。それと並んで、共同体祭祀(Gemeinschaft)、血族祭祀(Stammeskult)、国家祭祀(Reichskulte)がある<sup>(3)</sup>と。

ここで注目すべき点は、親族集団によって担われる祖先祭祀が家の祖先祭祀から区別され、家に付属した神々の祭祀が祖先祭祀から区別されていることである。このような祖先祭祀についての認識は、日本における祖先祭祀とは全く異なったものになっている。日本においては、親族集団≡同族の祖先祭祀は家の祖先祭祀の拡大された形態として、竈神のような家に付属した神もそれを祖霊と結び付けて解釈することによって祖先祭祀と一定の連続性のなかで理解される。そればかりではなく、ミッテラウアー教授のいう共同体祭祀や国家祭祀でさえ、それらが祖先祭祀と並んで位置づけられるようなものではなく、それがイデオロギー的解釈であったとしても、祖先祭祀のカテゴリに包摂されていくのである(たとえば、ムラの氏神、家族国家論のように)。

このことは「祖先祭祀」ということばで意味されるものが、日本とヨーロッパでは一定の隔たりがあることを示している。この「一定の隔たり」がそれぞれの歴史のなかのどのような社会的諸条件に規定されたものであるのか、このことを明らかにすることを通じてはじめて「比較」が可能になるのである。

この問題は「家族」の定義とも関わる問題である。最近のヨ

ロッパの家族史のなかでは、「家族」(Family, Familie)と「ことばよりも「世帯」(Household, Haushalt)と「ことばを好んで用いている。このことは、家族概念にはそもそも婚姻や血縁の問題が付着しており、その定義がきわめて困難であり、分析概念としては有効な道具ではなくなってきたことと関連するであろう。つまり、生活サイクルのなかで多様な形態において存在する世帯≡家族、あるいは奉公人を含んだ世帯≡家族を理解する場合、住居を同じくし、活動を共にするという共住集団を世帯≡家族として理解した方が都合良かったといえる。そして、このような定義自体は、Fiebert's terms を含むヨーロッパの家族の性格を明確に表現するものであったといえる。しかし、このような定義は日本の伝統的な家族を分析するための現実的な概念であるとはいえない。たとえば、日本における奉公人は家族員として血縁を擬制される傾向があり、同族集団の奉公人分家は同族の祖先祭祀の担い手になるのである。このことは、ヨーロッパにおけるキリスト教の受容に基づく血縁思考の克服(翻訳の2を参照)と日本において組織統合の原理として機能してきた祖先祭祀、これらのことが家族にどのような影響を与えてきたか、その問題と関連することになるだろう。

このような私の問題意識は渡邊欣雄氏の次のような認識と重なるかも知れない。「普遍的概念であるべき八分析概念Vに、その概念の生成の発端となったきわめて個別的・民族内的な八民族概念Vが内包されており、八分析概念Vは八民族概念Vを離れては

成立しえないという矛盾が、たえず△概念論争√の火種を提供してきたように思われる<sup>(3)</sup>と。また、渡邊氏は次のようにもいう。「私が強調しなかったのは、現地の知識に合わせ分析概念にこだわるのではなく、民族知識に適合した分析概念を創出することである。そして、なおかつ分析的・微分的研究と同時に、現地の知識体系に適った総合的・積分的解釈がいつそう必要とされてくるであろうということだ<sup>(4)</sup>」と。少なくとも今のところ私のなかでは、ミッテラウアー教授の話を通じて私が考えたことと、渡邊氏の問題提示が重なり合っている。

#### 注

(1) Mitterauer/Sieder, Vom Patriarchat zur Paterschaft  
—Zum Strukturwandel der Familie, C. H. Beck 1984, S.  
97.

(2) ebenda, S. 94.

(3) 渡邊欣雄『民族知識論の課題』（凱風社・一九九〇）、七七  
頁

(4) 同前、一二七頁